平成２４年（フ）第４３号
兵庫県豊岡市塩津町３番14号　市営塩津住宅３―509号室
債務者　宮村　哲明
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
大分県別府市若草町２番26号　コンフォートＫＳＹ602号
債務者　鶴田　好香
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５４号
大分県別府市大字内竈1521番地の10
債務者　西谷　哲幸
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２９８号
大分市大字南31番地
債務者　和田　敏子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２９９号
大分市大字南31番地
債務者　和田　光弘
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６２号
山口県岩国市錦町大原528番地
債務者　村上　憲司
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５８号
熊本県荒尾市万田387番地134
債務者　田村　ゆき
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１０６号
山口市江良２丁目11番10号レーベンハイツ101、前住所山口市大内長野1495番地７
債務者　松永わかな
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１５５１号
さいたま市大宮区大門町３丁目71番地
破産者　日本環境資源開発株式会社
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
千葉県茂原市高師403番地
破産者　吉野　　満
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１９５１号
札幌市中央区北６条西15丁目３番７号
破産者　株式会社ニクシバ
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８１０号
大阪市東淀川区菅原２丁目12番18号
破産者　株式会社エポック・アイ
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３号
兵庫県小野市広渡町818番地
破産者　ジャパンベンド株式会社
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第６３４号
熊本市南区出仲間８丁目３番５号
破産者　東欧建材株式会社
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３０号
熊本県水俣市百間町２丁目３番30号
破産者　有限会社カマ
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第２９７号
三重県津市高茶屋７丁目９番37号
破産者　村瀬　　敏
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０３号
三重県津市安濃町今徳230番地３　フォレスタロヴィーネ３―203、破産手続開始決定時の住所三重県津市戸木町2349番地
破産者　谷井　哲也
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８６号
宮崎市青島３丁目９番７号
破産者　有限会社髙木材木店
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係